○文部科学省告示第六十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要文化財の一部を同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十七日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子